

佐賀県特別栽培農産物認証要領

(目的)

第1条 この要領は、佐賀県特別栽培農産物認証要綱(以下「要綱」という。)に定める認証業務を適正かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(認証要件等)

第2条 要綱第4条(1)で規定する申請者の要件及び責務は、別記1のとおりとする。

2 要綱第4条(3)で規定する生産管理責任者の要件及び責務は、別記2のとおりとする。

3 要綱第4条(6)に規定する化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の使用量は、別記3の基準を満たしていること。

なお、化学合成農薬と化学肥料の使用の低減状況の組合せにより、別記4のとおり分類して取り扱うものとする。

(現地確認審査チーム)

第3条 要綱第5条第1項に規定する現地確認審査チームの規約は、別記5を参考に各農林事務所長が定めるものとする。

2 また、県外とう精に係る現地確認審査チームの規約は、別記6のとおりとする。

(認証の申請)

第4条 要綱第6条第1項に規定する申請書の様式は、別紙様式第1号のとおりとし、栽培管理計画書、申請ほ場一覧、および別紙様式第15号による出荷・販売計画書等を添付するものとする。

2 要綱第6条第2項に規定する申請書の様式は、別紙様式第2号のとおりとし、とう精計画書または製茶計画書、施設内の機械配置及び製品置き場の見取り図等を添付するものとする。

3 別紙様式第1号による申請は、原則として当該作物の作付け1ヶ月前まで、また、永年性作物にあつては、前作の収穫がすべて終了する1ヶ月前までに行うものとし、受付期間は次のとおりとする(各品目毎の申請時期の目安は、別記7を参照)。

(1)第1回受付期間 4月1日～4月30日

(2)第2回受付期間 5月1日～5月31日

(3)第3回受付期間 7月1日～7月31日

(4)第4回受付期間 10月1日～10月31日

(5)第5回受付期間 2月1日～2月末日

4 別紙様式第2号による申請の受付期間は、前項に準じるものとする。

なお、原則として、極早期米の精米及び県外とう精に係る申請は第2回受付期間、仕上げ茶

に係る申請は第5回受付期間とする。

- 5 ただし、当該年度に精米または仕上げ茶の認証を受けた者が精米または仕上げ茶の追加の申請を行おうとする場合は、第3項で規定する受付期間に関わらず、申請を行うことができるものとする。

(認証申請の審査等)

第5条 要綱第7条に規定する審査等は、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 栽培管理計画等が要綱第4条の認証要件に適合したものであること。
- (2) 栽培管理計画等が妥当(特別な栽培方式(慣行栽培の代替技術、代替資材等)の妥当性等)であり、かつ確実に実現可能なものであること。

- 2 農林事務所長及び園芸課長は、受付期間毎に認証申請の状況を別紙様式第3号に整理するものとする。

(申請内容の変更)

第6条 要綱第9条に規定する申請内容の変更をする場合は、別紙様式第4号によるものとする。

なお、届出の期限は、現地確認及び審査を受ける前までとする。

- 2 ただし、次に掲げる申請内容の変更は、作付け前までに限るものとする

- (1) 生産ほ場の追加
- (2) 作付面積の増加
- (3) 品種の変更(農産物検査法に基づき、農産物検査規格が定められている米・麦・大豆等)

(申請の取り下げ)

第7条 要綱第10条に規定する申請の取り下げをする場合は、別紙様式第5号によるものとする。

(現地確認及び審査)

第8条 申請者が、要綱第11条に規定する現地確認及び審査を受けようとする場合は、別紙様式第6号により、農林事務所長(県外とう精にあつては園芸課長)あてに希望日時等を連絡するものとする。

- 2 現地確認及び審査を行う時期は、原則として当該作物に対する施肥及び病虫害防除作業が終了した収穫前などの適切な時期とする。

ただし、収穫期間が長期に及ぶ作物などについては、栽培管理の状況等必要に応じ、適切な時期に行うものとする。

また、精米または仕上げ茶にあつては、とう精または製茶に間に合う適切な時期に行うものとする。

- 3 申請者は、農産物に係る現地確認及び審査を受ける前に、生産管理責任者に管理状況確認

を受けるとともに、原則として、別紙様式第7号により自己点検結果を記入して農林事務所長に提出するものとする。

- 4 現地確認及び審査を行う対象の抽出方法等については、別記8のとおりとする。
- 5 現地確認及び審査では、要綱第4条及び要領第2条に規定する認証要件を満たしていることを十分に確認するものとする。
- 6 申請者及び生産管理責任者またはとう精責任者（製茶責任者）は、現地確認及び審査を行う者の求めがあったときは確認作業に立ち会うものとし、ほ場及び生産施設等への立ち入りを認め、栽培管理記録等の必要な書類の提示及び説明をしなければならない。

（認証の決定）

第9条 知事は、要綱第12条に規定する認証を行うときは、原則として認証申請単位ごとに、認証番号を付して行うものとする。

- 2 農林事務所長及び園芸課長は、認証の実績を随時別紙様式第3号に整理するものとする。

（認証マークの貼付等）

第10条 要綱第13条第2項に規定する認証マークの貼付等については次によるものとする。

- (1) 認証マークの規格は、別記9のとおりとし、分類毎に別記10の化学合成農薬と化学肥料の使用の低減状況等を表示した認証マークを使用するものとする。
- (2) 認証者は別記9に定める規格により、認証マークのシールの作成や包装資材等への印刷ができるものとする。なお、その経費は認証者が負担するものとする。
- (3) 認証マークの貼付等は、認証者が行うものとし、適切に数量を管理するものとする。

ただし、認証者が、流通業者の要請に対応した小袋等への小分けを行い、それぞれに認証マークを貼付等することが困難な場合、契約等で流通業者が特定され、認証者が小分けの状況を十分把握し、認証マークの数量管理ができる時に限り、認証者の委託を受けた流通業者が認証マークの貼付等ができるものとする。

なお、その場合においても、流通業者は、認証マークのシール作成や包装資材等への印刷はできないものとする。

（立入調査）

第11条 要綱第14条に規定する立入調査は、農林事務所長（県外とう精にあつては園芸課長）が現地確認審査チームの協力を得て行うものとし、申請者及び生産管理責任者、または精米責任者（製茶責任者）は、調査に立ち会うとともに、調査に協力するものとする。

（認証の取消）

第12条 要綱第15条に規定する認証要件に適合しなくなった場合とは、次の事項などをいう。

- (1) 認証農産物が認証要件を満たさないことが判明したとき。

(2) 認証マークの使用許可を受けた者が認証マークを不正に使用したとき。

- 2 農林事務所長(県外とう精にあつては園芸課長)は、前項に該当する事態等が発生しないよう十分留意するものとする。

(実績報告)

第13条 要綱第16条第1項に規定する収穫に係る実績報告は、別紙様式第8号に栽培管理実績書、ほ場一覧を添付して、収穫終了後30日以内に行うものとする。

- 2 要綱第16条第2項に規定する出荷、販売に係る実績報告は、別紙様式第16号によるものとし、出荷、販売終了後30日以内に行うものとする。

ただし、精米及び仕上げ茶に係る実績報告は、別紙様式第9号によるものとし、とう精(製茶)実績書を添付して、出荷、販売終了後30日以内に行うものとする。

- 3 農林事務所長及び園芸課長は、実績報告の内容を随時別紙様式第3号に整理するものとする。

(残留農薬の分析)

第14条 要綱第17条に規定する残留農薬の分析に必要な農産物の採取は、農林事務所長(県外とう精にあつては園芸課長)が関係機関の協力を得て行うものとする。

- 2 知事は、分析の結果について、農林事務所長(県外とう精にあつては園芸課長)に通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた農林事務所長(県外とう精にあつては園芸課長)は、関係機関の協力を得ながら、申請者に対して栽培管理等の必要な指導を行うものとする。

(書類等の保管)

第15条 認証者は、認証に係る文書及び記録等の関係書類を、認証通知のあった日から起算して3年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成15年3月25日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成16年7月9日から施行する。

ただし、第4条1項に規定する申請書等の様式は、平成16年7月の申請分に限り、従来の様式での申請も可とする。

また、第11条(1)に規定する認証マークの規格の適用は、平成16年8月1日からとする。

なお、平成16年8月1日までに認証を受けた者が、在庫として保有する旧規格の認証マークについては、その在庫がなくなるまでの間は引き続き使用できるものとする。

附 則

1 この要領は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成18年7月21日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成18年12月14日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成19年4月27日から施行する。

また、第2条2項に定める化学合成農薬の使用回数は、平成19年4月1日から適用できるものとする。

附 則

1 この要領は、平成19年7月13日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成19年8月10日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成20年2月21日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成20年7月18日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年2月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年1月27日から施行する。
ただし、第4条第1項に規定する申請書等の様式は、平成22年2月と4月の申請分に限り、従来の様式での申請も可とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年6月7日から施行する。
ただし、第4条第1項に規定する申請書の様式は、平成23年2月の申請分より適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年11月27日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年1月19日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年1月28日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年8月22日から施行する。
ただし、改正前の認証マークについては、平成30年3月31日までは、引き続き使用できるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年3月1日から施行する。ただし、第4条に規定する申請書等の様式は平成30年4月と5月の申請分に限り従来の様式での申請も可とする。

附 則

- 1 この要領は、令和2年3月31日から施行する。